

船舶事故調査報告書

令和6年11月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年9月30日 11時30分ごろ
発生場所	福岡県北九州市柄杓田漁港南西方沖 柄杓田港防波堤灯台から真方位235°670m付近 (概位 北緯33°53.9′ 東経130°59.5′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>モスキエイブイ</sup> SKY-28Ⅷは、漂流中、砂浜に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年12月25日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート SKY-28Ⅷ、2.4トン
船舶番号、船舶所有者等	291-43038山口、株式会社ササキコーポレーション
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部船底に擦過傷、プロペラ翼に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、レンタルボートであり、船長が1人で乗り組み、知人8人を乗せ、マリーナ北西方沖の海域を遊覧する目的で出航した。</p> <p>船長は、航行中、船尾に衝撃を感じ本船が停止したので、プロペラを確認したところ、浮遊していたロープが巻き付いていることに気付き、運航不能と判断してマリーナに救助を依頼した。</p> <p>本船は、救助を待ちながら漂流していたところ、東風の影響を受けて圧流されマリーナ北西方の砂浜に乗り揚げた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p> <p>船長及び知人8人は、歩いて砂浜に上陸し、本船は、翌日マリーナの所属船によってえい航された。</p> <p>本船の喫水は、船首不詳、船尾約1.5mであった。</p> <p>本船には、錨が備えられていた。</p> <p>船長は、投錨した経験がなかったので投錨することが思い浮かばず、投錨していれば本事故の発生を防ぐことができたかも知れないと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、運航不能の状態になった際、船長が、投錨しないまま漂流を続けたことから、東風の影響により砂浜に向かって圧流され、砂浜に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、投錨の経験がなかったことから、投錨することが思い浮かばず、投錨しないまま漂流を続けたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、運航不能の状態になった際、船長が、投錨しな

	<p>いまま漂泊を続けたため、東風の影響により砂浜に向かって圧流され、砂浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、陸岸の近くで運航不能となった場合、圧流されないよう、速やかに投錨すること。</li><li>・ 船長は、自船が運航不能の状態となった場合、速やかに海上保安庁に通報すること。</li></ul>

付図1 事故発生場所概略図

